

医療情報システムの更新作業支援業務
委託仕様書

1 委託業務名

福島県立ふくしま医療センターこころの杜 医療情報システムの更新作業支援業務

2 目的

令和8年度より構築検討に着手する「福島県立ふくしま医療センターこころの杜 医療情報システム」について、将来的な医療 DX 推進および今般のサイバーセキュリティ対策強化を視野に、電子カルテを中心とした基幹システムおよび諸部門システムの更新を行うものとする。

システム検討・更新作業においては、当院特有の精神科（医療観察法病棟を含む）・歯科に対応したシステム要件は当然のこと、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」・「サイバーセキュリティ対策チェックリスト」、および「個人情報保護法」（以下、ガイドライン等）などへの準拠、福島県病院局と協議が進む「県立病院医療 DX 推進支援」プロジェクトと連携したシステム要件定義が求められる。

そこで、医療情報システムの更新作業支援（以下、本業務）では、当院の業務運用・システム構成等を考慮したシステム更新作業を進め、医療提供体制に影響を及ぼすことなく円滑なシステム更新を図ることを目的とする。

3 委託業務施行場所

福島県西白河郡矢吹町滝八幡100

福島県立ふくしま医療センターこころの杜

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 契約形態

準委任契約

6 委託内容

- (1) 現行医療情報システムのガイドライン等（以下のア～エ）への適合状況調査および不備・改善事項の抽出
 - (1) 厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
 - (2) 厚生労働省 サイバーセキュリティ対策チェックリスト（過年度分含む）
 - (3) 個人情報保護法
 - (4) 福島県の定める関連規程ほか

- (5) 上記ガイドライン等への対応と並行して、Microsoft 社のサポート切れ OS を利用するサーバ・端末 PC の調査を行うこと
- (2) 既存医療情報システムに関するシステム監査
 - (1) 福島県病院局および福島県立病院（ふたば医療センター附属病院・ふたば復興診療所・南会津病院・宮下病院）との監査項目の協議・設定
 - (2) システム監査調書および監査報告書のフォーマット作成
 - (3) 令和 8 年度のシステム監査計画の策定（最大 4 四半期分）
 - (4) 令和 8 年度第 1 四半期～第 4 四半期のシステム監査の実施・補助
 - (5) システム監査報告書の作成および当院への報告（不備指摘と改善方向性の検討）
 - (6) 年度内に解消できなかった不備に関する是正計画の協議
 - (7) 福島県病院局への年度末監査結果および課題状況の報告
- (3) 次期医療情報システムおよびネットワーク等（対象は以下のア～キ）のグランドデザイン策定支援
 - (1) 電子カルテ、オーダーリング、看護支援、医事会計などの基幹システム
 - (2) 基幹システムに付随する補助システム（司法病棟システム、二要素認証システム、アクセスログ解析システム、電子認証システム、災害およびサイバー攻撃に対応するためのスタンドアロン型電子カルテ、地域連携システムなど）
 - (3) インシデント管理、栄養・給食、PACS、RIS、調剤支援、服薬指導、医薬品情報管理、薬品在庫管理、臨床検査、病歴管理、レセプトチェック、債権管理・督促則管理などの部門システム
 - (4) 部門システムに接続する採血管準備装置、再来受付機、患者文書の自動保存装置、患者番号呼出し装置などの装置・機器
 - (5) 高規格ネットワーク配線敷設・サーバ室工事などの付帯設備
 - (6) 福島県病院局にて推進する「県立病院医療 DX 推進支援」プロジェクトと連携した DX 施策としてのシステム整備事業に関するシステム・機器
 - (7) その他、病院情報システムと連携する機器類など
- (4) 候補システムベンダーからの情報収集・デモンストレーション依頼支援
 - (1) 調達対象となるシステムに関する資料収集
 - (2) システムベンダー等によるデモンストレーション依頼
- (5) 候補システムの既存ユーザー施設へのヒアリング・資料提供依頼
 - (1) 施設ヒアリング
 - (2) 施設（システム）見学
- (6) 次期医療情報システムに関する必要経費の積算
 - (1) 関連事業者への初期費用・保守費用・関連業務に関する委託経費の見積依頼
 - (2) 令和 8 年システム予算配分計画の編成支援
 - (3) 令和 9 年度システム概算予算および予算配分計画の編成支援
 - (4) 令和 10 年度以降の概算経費（将来整備事業・保守費用等）の算定

- (7) 必要経費の見積り内容に応じたシステムグラウンドデザインの見直し
 - (1) 対象システムの変更・導入時期の精査
 - (2) 必要性能・スペックの調整
 - (3) 事業者の見直しや価格に関する調整など
- (8) 次期医療情報システムに関する要件定義・仕様書策定
 - (1) 上記(3)に関するシステム要件定義・システム仕様書の策定。なお、要件定義・仕様書には以下(イ)～(オ)に関する検討を含め、令和8・9年度システム構築にて実装可能な内容を盛り込むこと
 - (2) 院内組織および福島県病院局、福島県デジタル変革課、福島県総務担当部門とのシステム要件、セキュリティ要件等に関する協議
 - (3) 院内業務の省力化・軽減を目的とした業務要件の検討
 - (4) 電子カルテ・医事会計を中心とした基幹システムおよび関連部門システムに関するバックアップデータの保存に関する要件定義(対象システム、対象データ、管理すべきデータ世代、ネットワークから隔離された保存媒体の定義を含むこと)
 - (5) 災害・大規模システム障害・サイバー攻撃等を考慮したシステム事業継続計画(以下、IT-BCP)の運用に耐えうるセキュリティ要件の検討
- (9) IT-BCPの策定
 - (1) CSIRTの会議体組成(必要人員数・対象部署・メンバー選出など)に関する助言
 - (2) CSIRTの設置場所および日常的な運用体制等の院内検討
 - (3) 災害・大規模システム障害・サイバー攻撃等の発生に備えた紙カルテ・各種依頼箋等の必要種別・部門別必要枚数に関する助言・協議
 - (4) 電子カルテ・医事会計を中心とした基幹システムおよび関連部門システムに関するバックアップデータの復旧プロセスの確認およびベンダーを交えたマニュアル整備支援*
 - (5) 災害・大規模システム障害・サイバー攻撃等の発生時の初動対応に関する運用プロセス整備(ユーザー部門・システム担当者・CSIRTの初動対応、紙カルテ移行への対応、院内アナウンス内容など)
 - (6) システム運用管理規程や当院の関連規程との整合を図り、運用面での齟齬や特定職員への過度の業務負担が生じないように考慮すること
 - (7) 福島県病院局・デジタル変革課など関連部門の定める要件を調査し、齟齬のない内容とすること
 - (8) 福島県立他病院のIT-BCP・障害対策マニュアル・関連機関連絡フローチャートなどの内容を調査し、取り入れるべき内容を精査すること
- (10) システム運用管理規程の再編纂
 - (1) 厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等に準拠する内容で、かつ当院の業務・システム面での運用状況を加味した現実的な規程内容とすること

- (2) IT-BCP や当院の関連規程との整合を図り、運用面での齟齬や特定職員への過度の業務負担が生じないように考慮すること
 - (3) 福島県病院局・デジタル変革課など関連部門の定める要件を調査し、齟齬のない内容とすること
 - (4) 福島県立他病院のシステム運用管理規程・障害対策マニュアルなどの内容を調査し、新規程に取り入れるべき内容を精査すること
- (11) 紙カルテ運用訓練の実施
- (1) 災害・大規模システム障害・サイバー攻撃等の訓練シナリオの策定
 - (2) 紙カルテ訓練に必要な紙カルテ・各種依頼箋等の準備（文書レイアウトの協議、必要枚数や複写方式の検討など）
 - (3) システムベンダーおよび印刷事業者へ発注を行う場合の仕様検討支援
 - (4) 訓練対象部署や参加者、訓練実施時期に関する助言＊
 - (5) 机上訓練の実施支援・立会いによる課題管理（上記ア～エを含む）＊
 - (6) 実地訓練の実施支援・立会いによる課題管理（上記ア～エを含む）＊
- (12) アクセスログ解析の実施
- (1) 次期医療情報システムにて取得が必要なアクセスログの仕様設計(対象システムの特長、ログ種別・データ形式・出力ファイルの形式の特長。なお、抽出タイミングや抽出作業手順など運用方法を考慮すること)
 - (2) アクセスログの解析方法・業務運用に関する要件定義（システム監査の一環として将来的に継続した解析ができるよう配慮すること、福島県立他病院と解析ベンチマークをできるように他病院の解析内容や運用方法と整合性を確保すること）
 - (3) アクセスログ解析のシステム要件定義（アクセスログの抽出対象システムとのデータ連携方法、抽出プログラム、抽出に必要なハードウェアスペックなど構築に要する要件）
 - (4) アクセスログ解析システム・プログラムの開発・納品（ハードウェア構築、システム間データ連携、連携テスト、ユーザーマニュアル作成を含む。また、当院の事前承諾に基づく一部業務の再委託を可能とする）＊
 - (5) アクセスログ解析作業の実施立会い・報告（次期医療情報システムの稼働後にシステム監査業務の一環として実施すること）＊
- (13) 調達方式・スケジュールなどを含む調達事務支援
- (1) 調達方式の検討
 - (2) プロポーザル方式を念頭とした場合の調達業務に必要な仕様書・公告文書などの策定支援
 - (3) 既存システムの保守期限や将来的な設備更新などを考慮した調達スケジュールの策定
- (14) 調達契約後のシステムベンダーおよび当院要望における仕様変更の助言
- (1) 仕様変更要望に対する代替運用案の協議

- (2) システムベンダーと当院の見解相違の調整など
- (15) 令和8年度システム構築・導入作業に関する開発・導入作業における工程管理支援
 - (1) システム開発・導入作業に関する進捗管理
 - (2) 随時発生する課題および論点の整理
- (16) ハードウェア廃棄計画策定支援
 - (1) 廃棄ハードウェアのデータ物理破壊（当院の事前承諾に基づく再委託を含む）＊
 - (2) データ破壊証明書の確認＊
 - (3) 産業廃棄物手続き支援（産廃事業者の選定・契約・支払いは当院にて実施）＊
- (17) システム構築・導入作業に関するシステム検収支援
 - (1) 稼働確認書（個別システム・モジュールの検収書）の雛形提供＊
 - (2) システムの検収への立会い＊
- (18) 上記に関して対応が必要な会議体・体制の整備支援
 - (1) 意思決定を行うステアリングコミッティー、全体会議、各種ワーキンググループの参加者要件・開催頻度・会議での検討事項などの設定
- (19) 上記に関して対応が必要な会議体への参加・ファシリテーション
 - (1) 会議アジェンダの設定、会議資料の作成、会議の進行・運営
 - (2) 会議参加者の日程調整と招集、会議資料の配布、議事録作成は当院にて行う
- (20) システム整備・運営に関する不備解消・改善に向けた助言
- (21) 上記項目のうち、「＊」印箇所については次期医療情報システムの稼働後に実施すべき業務であるため、令和8年度内の実施が困難となる可能性がある。そのため、提案には含めるが実施経費には含めないものとする

7 対象システム

令和8年度～令和9年度に調達が必要となる病院情報システム全般。

- (1) 電子カルテ、オーダーリング、看護支援、医事会計などの基幹システム
- (2) 基幹システムに付随する補助システム（司法病棟システム、二要素認証システム、アクセスログ解析システム、電子認証システム、災害およびサイバー攻撃に対応するためのスタンドアロン型電子カルテ、地域連携システムなど）
- (3) インシデント管理、栄養・給食、PACS、RIS、調剤支援、服薬指導、医薬品情報管理、薬品在庫管理、臨床検査、病歴管理、レセプトチェック、債権管理・督促則管理などの部門システム
- (4) 部門システムに接続する採血管準備装置、再来受付機、患者文書の自動保存装置、患者番号呼出し装置などの装置・機器
- (5) 高規格ネットワーク配線敷設・サーバ室工事などの付帯設備
- (6) 福島県病院局にて推進する「県立病院医療 DX 推進支援」プロジェクトと連携した DX 施策としてのシステム整備事業に関するシステム・機器
- (7) その他、病院情報システムと連携する機器類など

8 その他

- (1) 委託業務の内容について、さらに細部にわたり取り決める必要が生じたときは、協議の上決定すること。
- (2) 公的病院における「システム監査」の契約実績または遂行実績があること。福島県立病院におけるシステム監査の調書・監査項目に従った内容を提供できること。
- (3) 公的病院における「アクセスログ解析」の契約実績または遂行実績があり、アクセスログ解析に必要なハードウェアおよび解析プログラムの知的財産権もしくは販売に関する権利を有すること。
- (4) 「福島県医療 DX 推進支援」プロジェクトについて理解・協議可能な知識を有する担当者を参画させること。
- (5) 厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5.2 版～6.0 版に関する知識を有し、複数医療機関における同ガイドラインの対応経験および監査経験を有する担当者を参画させること。
- (6) 委託業務の内容について、本仕様書 6 「委託内容」(12) (16) に限り一部業務の再委託を当院の事前承諾に基づき可能とするものであるが、その他の業務についてはシステムセキュリティおよび作業管理の観点から再委託は不可とする。

以上